

公益財団法人横須賀芸術文化財団
令和4年度第5回理事会
議 事 録

- 1 開催日時** 令和5年3月13日（月）14時から15時まで
- 2 開催場所** 横須賀芸術劇場 リハーサル室
- 3 出席者** 理事総数 7名
出席理事 6名（代表理事・理事長を含む。）
木村忠昭（理事長）、平松廣司（副理事長）、
福本眞和（常務理事）、鹿島勇、島内太郎、中村丁次
監事総数 2名
出席監事 2名
須藤龍一、長堀薫

4 議 長 木村忠昭（代表理事・理事長）

5 決議及び承認事項

- 議案第11号 令和4年度補正予算（第4号）について
議案第12号 令和5年度事業計画及び予算について
議案第13号 臨時職員就業規則の一部改正について
議案第14号 育児・介護休業等に関する規則の一部改正について
議案第15号 事務局職員就業規則の一部改正について
議案第16号 事務処理規則等の一部改正について
議案第17号 駐車場使用規程の一部改正について

6 報告事項

- （1）令和4年度自主公演事業計画の一部変更について
（2）令和4年6月1日以降の職務の執行状況について
（3）芸術劇場及びベイスクエア・パーキングの指定管理者の指定について
（4）特定天井改修に伴う長期休館について

7 議事の経過概要及びその結果

定刻に木村理事長が議長席に着き、天沼業務部長が開会を宣言。

定款第33条第1項の規定に基づき、木村理事長を議長に選出。

木村理事長が、定款第34条に規定する定足数を満たしていることを確認し、本理事会が有効に成立した旨を宣言。

併せて、定款第37条第2項の規定に基づき、木村理事長、平松副理事長、須藤監事及び長堀監事を議事録署名人に指名した。

木村理事長が各議案を上程し、事務局に説明を指示し、議案の審議に入った。

（1）議案第11号 令和4年度補正予算（第4号）について

佐久間管理課長が詳細を説明。

説明によると、急遽横須賀市から、光熱費及び燃料費の高騰分にかかる補填を受ける見込みであること、併せて、劇場・駐車場の利用料収入が当初見込みを上回るなど、

増益となる見込みのため、当年度の基本財産運用益などを舞台・音楽芸術普及特定資産に積み増しを行うことなどから、収支補正予算（第4号）を編成することが説明された。

理事からの質問は特になく、木村理事長が諮った結果、総員挙手により原案のとおり承認された。

（2）議案第12号 令和5年度事業計画及び予算について

大倉事業課長（事業計画）及び佐久間管理課長（予算）が詳細を説明。

説明によると、事業計画については、令和5年度は現指定管理期間の最終年度となり、これまで培った経験と実績を活かしたより効果的な事業を展開するとともに、次期指定管理期間に向け万全のスタートを切れるよう、継続して収支改善に取り組み、安定的な財政基盤の確立に努める。施設維持管理においては、駐車場事業と合わせ、引き続き安全・安心・快適に利用できる施設として提供していく。また、令和5年度は、特定天井改修に向けた実施設計の策定が実施される予定で、効率的な計画づくりと着実な履行のため、頼れる現場として主体的に市をサポートしていく。芸術普及事業においては、開館以来初のロングラン公演や、オリジナル公演の開催等、貸館公演とのバランスを取りながら多彩なジャンルの公演を提供するほか、音楽イベントを地域と連携して協働開催すること。育成事業においては、合唱団やアウトリーチ活動を、新型コロナウイルス感染症拡大前の環境と同様に充実した内容に戻せるよう、環境整備に務めること。

予算については、事業活動収入の合計額は、7億8,619万6,000円、事業活動支出の合計額は、7億9,442万3,000円となり、事業活動収支差額はマイナス822万7,000円、予備費等を加えた当期収支差額はマイナス1,816万7,000円となる。また、当期一般正味財産増減額はマイナス822万7,000円、当期指定正味財産増減額は0円、正味財産期末残高は13億8,920万2,000円となる。なお、資金調達及び設備投資の見込みについてはなし。光熱水費の高騰による影響が大きく、収支改善の効果とほぼ同額の負担増を見込んでおり、引き続き厳しい状況下ではあるが、事業の継続性が図れるよう、より効率性を意識した運営に努めていくことなどが説明された。

理事からの質問は特になく、木村理事長が諮った結果、総員挙手により原案のとおり承認された。

（3）議案第13号 臨時職員就業規則の一部改正について

佐久間管理課長が詳細を説明。

説明によると、条文整理を行うため、規則の一部を改正すること、承認された場合は、本日付で施行することなどが説明された。

理事からの質問は特になく、木村理事長が諮った結果、総員挙手により原案のとおり承認された。

（4）議案第14号 育児・介護休業等に関する規則の一部改正について

佐久間管理課長が詳細を説明。

説明によると、昨年「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正されたことに伴い、規則を整備するため、規則の一部を改正す

ること、承認された場合は、本日付で施行することなどが説明された。

理事からの質問は特になく、木村理事長が諮った結果、総員挙手により原案のとおり承認された。

(5) 議案第 15 号 事務局職員就業規則の一部改正について

佐久間管理課長が詳細を説明。

説明によると、これまで理事長が役職を指定して採用する職員や、再雇用・新規採用する契約職員については雇用形態をフルタイムのみとしていたが、業務の実情等に応じて、より流動性をもって雇用できるよう規則の一部を改正すること、承認された場合は、令和 5 年 4 月 1 日付けで施行することなどが説明された。

理事からの質問は特になく、木村理事長が諮った結果、総員挙手により原案のとおり承認された。

(6) 議案第 16 号 事務処理規則等の一部改正について

佐久間管理課長が詳細を説明。

説明によると、事務処理規則については、事務局の組織体制を 2 部 3 課制から 2 部 2 課制に変更することにより、職員のマルチジョブ化の推進、事務の効率化を図るため、規則の一部を改正すること。文書取扱規則については、その組織体制の変更に伴い、回議用紙を改めるため、規則の一部を改正すること。承認された場合は、ともに令和 5 年 4 月 1 日付けで施行することなどが説明された。

理事からの質問は特になく、木村理事長が諮った結果、総員挙手により原案のとおり承認された。

(7) 議案第 17 号 駐車場使用規程の一部改正について

佐久間管理課長が詳細を説明。

説明によると、条文整理を行うため、また、駐車場利用料金の減免規定に、新たに小劇場主催者向けサービスを追加するため、規程の一部を改正すること、承認された場合は、本日付けで施行することなどが説明された。

理事からの質問は特になく、木村理事長が諮った結果、総員挙手により原案のとおり承認された。

(8) 報告事項

・令和 4 年度自主公演事業計画の一部変更について

横山施設管理課長が報告。

新たに好条件で取り交わしができたものを主催公演として加えたほか、主催・共催とは別に、広報協力を行うことで実施できた公演を協力公演として追加した結果、当初の 35 事業 43 公演を、39 事業 49 公演に変更することなどが報告された。

・令和 4 年 6 月 1 日以降の職務の執行状況について

横山施設管理課長が報告。

芸術劇場指定管理業務に係る横須賀市宛て月次報告、市議会向け報告として経営状況説明書の提出を行ったことなどが報告された。

・芸術劇場及びベイスクエア・パーキングの指定管理者の指定について

横山施設管理課長が報告。

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により延期されていた「芸術劇場及びベイスクエア・パーキングの指定管理者の指定」について、芸術劇場指定管理者選考委員会の選考を経て、横須賀市議会本会議において指定議案が可決され、当財団が次期指定管理者として正式に指定されることとなったことなどが報告された。

・特定天井改修に伴う長期休館について

横山施設管理課長が報告。

当初予定のとおり基本設計業務が完了し、今後は実施設計業務へ移行すること、改修期間中は改修対象である大劇場及び地下リハーサル室が、約1年9カ月の長期休館に入ることなどが報告された。

以上をもって、議事全部の審議及び報告が終了したので、15時、議長が閉会を宣し解散した。

上記議事の経過の要領及びその結果を明確にするため、出席した代表理事及び監事が記名押印する。

令和5年3月13日

公益財団法人横須賀芸術文化財団

議長

代表理事（理事長）

木村忠昭

(代表者印)

代表理事（副理事長）

平松廣司

印

監事

須藤龍一

印

監事

長堀薫

印